

## 請求人・執行機関の陳述記録

「平成25年度から平成28年度までの政務活動費及び費用弁償」に関する住民監査請求

日 時：平成30年5月14日（月）午後1時30分～

場 所：監査室

陳述記録：下記のとおり

### 請求人からの録音の申し出について

副事務局長	開会に先立ちまして、請求人から録音の申し出がありました。監査委員にお諮りしましたところ、本件請求手続を補助する範囲で執行機関の了解の上、許可することといたしました。 執行機関は請求人の録音について異議はありますか。
議会事務局	ありません。
副事務局長	それでは、録音内容については、その取扱いに十分注意してください。

### 1 開 会

副事務局長	ただ今から、平成30年3月28日に提出されました住民監査請求について、請求人の陳述を行います。 陳述に際しての注意事項については、事前に文書でお送りしたとおりです。よろしくご御協力ください。 陳述に当たっては、監査委員の指示に従って行ってください。
-------	--

### 2 監査委員の紹介

副事務局長	最初に監査委員を紹介させていただきます。山本監査委員でございます。
山本委員	山本です。どうぞよろしくお願いいたします。
副事務局長	佐野監査委員でございます。
佐野委員	佐野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
副事務局長	申し遅れましたが、私は監査事務局副事務局長の渡邊でございます。

### 3 新たな証拠の提出

副事務局長	「新たな証拠」につきましては、請求人から提出はありませんでした。では、監査委員、よろしくお願いいたします。
-------	---

### 4 請求人の陳述

山本委員	それでは、本件に関する陳述を始めさせていただきたいと存じます。請求人の方は、前の陳述席にお座りの上、名前をおっしゃっていただいて
------	--

から陳述を始めていただきたいと思います。文書でお送りしました注意事項のとおり、陳述の時間は概ね 30 分程度とさせていただきたいと思います。それでは、よろしくお願いします。

田中氏

今回の陳述に当たって、陳述の内容が途中で食い違ったりする場合もございますので、あらかじめ陳述書というものを作ってまいりました。概ねこれの読み上げで陳述に代えさせていただきたいと思います。

#### 陳述書

埼玉県政務活動費の職員措置請求書について以下のとおり陳述する。

地方自治法第 100 条第 14 項の規定に従い、埼玉県は埼玉県政務活動費の交付に関する条例を定めた。

この条例の第 2 条では、「会派又は会派の所属議員が県政の課題若しくは県民の意思を把握し、または県民の意見等を県政に反映させるために行う活動その他住民の福祉の増進を図るために必要な活動（別表において「政務活動」という）に要する経費として同表に定めるものに充てることができるものとする。」と定めている。

地方自治法では、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するためと定めており、その詳細は条例に委ねている。

法の趣旨からすると政務活動費は、議員の政策立案や政策提言の能力を高めるための費用の一部として交付されているが、埼玉県の条例はそれが拡大解釈されている。この結果、埼玉県が定めた埼玉県政務活動費の交付に関する条例は法の趣旨から大きく逸脱しており、上位法である地方自治法違反でもある。

埼玉県では議員に一人当たり年間 600 万円が会派に交付されているが、その用途を分析すると人件費や事務所費、広報費に充当する割合が非常に高く、反対に本来の政務活動費である調査研究に資する充当が極めて低い。

ちなみに平成 28 年度埼玉県議会自由民主党議員団の政務活動費収支報告書では次のとおりである。

政務活動費の収入として、315,000,000 円、

支出は「調査研究・政策立案活動費」として、25,243,420 円、

「広報・広聴活動費」として、106,594,894 円、

「経常的経費」として、197,866,545 円、

合計で 315,000,000 円の収入に対して、329,704,634 円の支出をしたという収支報告書になっています。

上記の報告書から分析すると、政務活動費の充当の合計支出額が 329,704,634 円で、政務活動費の本来の趣旨である調査研究・政策立案活動費の充当額は 25,243,420 円と総体金額のわずか 7.7%である。これでは議員の政策立案や政策提言の能力を高めるための費用に充当しているとは言えない。

県民の意見を聞いたり、県の政策を広く県民に周知させるための広聴広報活動費を充当しても 131,838,314 円で約 40%にすぎない。

殊に人件費と事務所費の充当額が、自民党議員団の人数で除すると一人当たり年間 2,463,000 円と政務活動費年間支給額の 44%に相当する。これでは政務活動費の本来の目的に沿った使われ方ではないと言えよう。

今回 4 年間遡って監査請求を提出した 4 人の県議について具体的に陳述する。

#### 1 小林哲也前議長について

小林哲也前議長の 25 年度人件費は事務員が 3 人ずつ年額 259 万 2,000 円を政務活動費から充当している。それぞれ月間 20 日勤務となっており、事務所に臨時職員は必ず常駐していることになる。

しかしながら、25 年度事務費で充当した上下水道料の使用量は 2 カ月で 0 m<sup>3</sup>から 1 m<sup>3</sup>である。飲料用には天然水を使用していたとのことだが、同年度は 5 月 17 日に一回だけの購入であり、職員が常駐したとは考えられない。

26 年度人件費も常時 3 人体制で 1,889,550 円の賃金を政務活動費で充当しているが、事務費で支払った上下水道料金のメーター表示は前年同様 2 か月間で 0 m<sup>3</sup>から 1 m<sup>3</sup>であり、臨時職員の常駐はなかったとみられる。

27 年度も同様で、勤務実態のない職員に賃金として 1,857,420 円を政務活動費で充当したのは違法に詐取したことになる。

小林は、上下水道料金は基本料金の範囲内で使用しているので問題ないと主張しているが、請求人は事前に熊谷市の水道局で確認し、基本料金は 2 か月で 20 m<sup>3</sup>までは同額料金であり、水道の使用があればメーターは必ず動くということであったことから、小林の主張は全く受け入れられない。

28 年度は事務員が 2 名になり年間 1,576,665 円を充当しているが、政務事務所としている建物は美容院に賃貸している事実が判明している。

請求人が事務所周辺の個人宅や商店等に聞き込んだが、いずれも選挙の時以外、事務員がいたのを目撃していないということが判明している。

このことから、事務所に勤務していない臨時職員に支払ったとする賃金を政務活動費で充当したことも虚偽であったことが分かる。

小林が虚偽の雇用契約書や勤務実態表を作成し、政務活動費を詐取したこれらの行為は刑法第 246 条第 2 項の詐欺利得罪に該当する。

人件費は個人に支払うとして支払証明はマスキングしてある。臨時職員には月額 10 万円を超える支払をしているため、小林には源泉徴収の義務があるが、少なくともこれらの証明書類が添付されていない。

先に沢田力元県議が領収書を偽造して政務活動費を詐取していたと同様のことであり、請求人は刑事告発も念頭に入れている。

小林が充当している交通費の車両リース及びガソリン代は、地方自治法で定める議員の政策立案や政策提言の能力を高めるための費用とは言えない。

埼玉県議会政務活動費訴訟では高裁で逆転判決が出たが、現在最高裁に上告の手続きをとっており、さらに逆転の判決が出ることも予想されるため、監査には慎重を期すことを求める。

#### 2 鈴木弘元副議長について

鈴木は自宅敷地の一角にある納屋を改造し、同居の親族名義に変更して政

務事務所としてこれまで政務活動費を充当してきた。

しかし、事務費を精査した結果、政務活動費で充当している平成 25 年度の事務所の電気料金は、毎月 1kw から多い時で 5kw の使用量しかでていない。

26 年度以降は 10kw から 17kw の使用量であり、これから判断すると事務所の電気料金は、小型冷蔵庫やコピー機の余熱運転程度の使用量であり、事務員が常駐している事務所の使用料金ではない。

25 年度は 4 名の臨時職員に対して交通費も含め、2,759,040 円を充当し、その後 26 年度には 1,976,850 円、27 年度は 2,239,920 円の人件費を政務活動費で充当している。

しかも雇用契約書や勤務実績表も添付されていないことから補助職員としての雇用契約があったとは認められず、虚偽領収書の添付で政務活動費を詐取していたものと容易に推認できる。

電話や F A X の使用料金から見ても、ほとんどが基本料金の支払であり、毎月同額程度の支払になっていることから、これも臨時職員の雇用は虚偽であった証明でもある。

虚偽領収書を作成し、政務活動費を詐取したことは、やはり沢田力元県議と同様であり、決して許されることではなく、請求人は刑事告発の準備を行っている。

また、職員が常駐していない事務所賃金は政務活動の拠点となりえず、政務活動費の充当は許されない。

以上により、鈴木はこれらの政務活動費を全額返還すべきである。

### 3 岩崎宏元副議長について

岩崎宏元副議長は平成 25 年度に 3 名から 4 名の臨時職員に年間 2,565,000 円の賃金を、また 26 年度から 28 年度までは毎年 2,700,000 円の賃金を政務活動費で充当してきた。

請求人は何度か事務所を訪問したが、政務事務所とする(株)岩崎工務店の 2 階には政務活動事務所の看板もなく、一度も職員に出会うことはなかった。

平成 29 年 11 月 30 日、事前に面会を求めて岩崎県議と面談したところ、当日は政務事務所の看板が 1 階に立てかけてあった。

(株)岩崎工務店との契約では 2 階の 1 室としてあり、1 階は政務事務所ではない。面談の結果、岩崎は職員が常駐していないことを認めた。

職員は選挙区内のそれぞれの自宅勤務で必要な時に代理出席をお願いしていると岩崎は説明していたが、勤務実態を証明する資料も提出されていないことから、臨時職員を雇用していたとは認められない。

また、職員が常勤していない事務所費の支払も認められず、電話も自宅、(株)岩崎工務店、いわさきファーム、岩崎宏後援会が共用しており、政務活動費の充当は認められない。

岩崎は埼玉県監査委員に就任しており、このような悪質な政務活動費の詐取が明らかになった以上、刑事罰の対象になることから、懲戒処分の必要がある。

岩崎はこれまで交通費で車両リースを行い、政務活動費で 75% の充当をし

ている。

しかし、定例会出席等県議会に公務で出席する時は費用弁償が支給されるので25%の減額は当然と考えられ、西秩父商工会会長、埼玉県監査委員、後援会活動等の移動手段にも使用しているため50%以上の充当は認められない。

また、職員のガソリン代の負担も職員が常駐している形跡がなく、妻の運転する車両のガソリン代と思料され、政務活動費で充当した金額は全額返還すべきである。

#### 4 新井豪議員について

新井豪議員は当選直後からさいたま市に政務活動費を充当し(株)レオパレス21でマンションを賃借して事務所を開設した。

その後、ブルーレイレコーダーや映像モニターと称してテレビや事務用品代、ソファやテーブル代金を政務活動費の事務費で充当し購入している。

その後、プリンターや扇風機を購入し、同年9月にはスカパーアンテナ、ビデオデッキの購入に政務活動費を充当している。

平成27年4月にはさいたま市南区别所町のマンションに移転している。このマンションは居住用であり、事務所としての利用は認められない契約となっている。

マンション入口の郵便ポストには「新井」の表示だけ、事務所と称している3階の表札は新井事務所の表示で何の事務所か判然としない。

また、政務活動事務所として利用するには電話やFAXの設置が必要だが、領収書等を精査すると光熱費のみが充当され、電話を設置している気配がない。

このことから、政務活動事務所ではなく、単に私的利用のために契約した居住用のマンションであり、政務活動費の充当は事務費も含め全額が違法であるといわざるを得ない。

ここに生活しながら定例会等に出席して、一番遠距離の費用弁償を不正に受け取っていることは公金の詐取であり、詐欺の疑いで刑事告発の可能性もある。

請求人は何度か新井の秩父事務所を訪問したが、「県議は、定例会等があるときは浦和事務所に泊り、こちらの事務所には土日しか帰ってきません。奥さんも一緒ですよ。」と新井の叔母さんが語っていた。

運用指針では政務活動事務所には電話やFAXの設置が義務付けられている。領収書等を精査すると光熱費のみが充当され、電話を設置している気配がない。

浦和事務所を設置していることはホームページや名刺にも記載がなく、もちろん政務活動費で発行する広報紙にも表記されていない。

また、浦和事務所の水道料金支払は明細書が添付されていないが、支払った金額から推認すると他の議員が事務所で支払っている金額よりかなりオーバーしている。

電気料金やガス料金も議会への出席がない期間はほとんど基本料金であ

り、浦和事務所は政務活動事務所ではなく、単に私的利用のために契約しているものであり、政務活動費の充当は勿論、事務費も含め全額が違法であるといわざるを得ない。

ここに宿泊しながら定例会等に出席して、一番遠距離の費用弁償を不正に受け取っていることは公金の詐取であり、請求人は詐取の疑いで刑事告発も視野に入れている。

このほか、人件費の充当に不自然な支出があった。

平成 25 年度の人件費の支払は秘書の賃金を月額 140,000 円とし、このうち 90% の 126,000 円を政務活動費で充当している。

この秘書は長瀬町の町議であり、自らの議員活動の合間に県議の秘書活動を行うことは多くの制約もあることから、秘書としての活動は主に代理出席程度にとどまり、議員の政策立案や政策提言の能力を高めるための費用とは考えられず、政務活動費の充当は認められない。

また、その他の臨時職員は月額 60,000 円の賃金とし、80%である 48,000 円を政務活動費で充当している。

しかし、秩父事務所に常駐する叔父や叔母に賃金の有無を尋ねたところ、「ただの留守居で、ボランティアで事務所に来ており、報酬は全くない。」と回答している。これは請求人と同行した男性も聞いている。

新井は平成 27 年度に人件費総額 5,640,000 円のうち 50%に相当する人件費 2,820,000 円を政務活動費で充当しており、政治団体の支出にも支払った残額である 2,820,000 円の支出がないため新井に直接面談した。

まず、新井の手取り金額を確かめたところ月額 50 数万円との回答があり、臨時職員に支払った賃金の半分である年額 2,820,000 円の負担はどこから支出しているのか尋ねたところ、「私にも貯えがありますから…」との回答であったが、個人で年間 2,820,000 円を負担したとは考えられない。

28 年度には人件費総額が 3,840,000 円に減少し、充当率は 80%となっているが、政務活動費の充当が 3,072,000 円に増加している。

28 年度でみると新井の場合、年額の政務活動費 6,000,000 円のうち 50%以上の金額が臨時職員の賃金に充当され、955,800 円が事務所費に充当されていることから、地方自治法で定める政務活動費の議員の政策立案や政策提言の能力を高めるための費用として充当されているとは言えない。

そのほか、車検整備代金の二重請求が発見され、これを議会事務局に指摘したところ修正されたということだが、同じ車の車検が年間 2 回もあることはなく、虚偽の支出証明書で政務活動費を詐取していたことは明らかである。

また、秘書が経営する会社の領収書による事務所の看板代が政務活動費で充当されているが、看板を取り付けたとする領収書発行の日付後に撮影した事務所の写真には看板が表示されていないことも判明している。

以上のとおり、埼玉県議会における政務活動費の調査の結果、4 人の議員だけではなく多数の議員が不正に政務活動費を詐取している疑いがあり、今後引き続き調査していく予定である。

今回当事者となる監査委員の岩崎議員が自民党の控室で監査請求は受理し

ないと話していたのを記者が聞いているところから、監査事務局員が岩崎に対し受理しないという説明をしていたと推認され、監査機能が正常に働くのか疑問であるが、平成9年に発覚した監査委員事務局のカラ出張に端を発し、埼玉県の不正支出が3年間で22億円に上った事件を踏まえ、監査機能を発揮し適切な監査結果を期待するものである。

今回の監査請求では、事務局員が受理しないように仕向けたともとられる態度で、訂正箇所の十分なチェックもせずに受理できないとして数回返却されたが、平成29年度に他のオンブズマンの会員が監査請求を提出した際、同じように難癖をつけて受理しなかった経緯もあることから、監査事務局員が同様な態度をとったことが丸見えである。

本来、監査委員は行政や議会の支出状況をしっかりと監視することが必要であり、監査請求が提出されないようなチェックをすべきところ、現在の監査制度ではそれが十分に機能していない。

これによって、一般の県民が4年の歳月をかけて何万ページという膨大な証拠資料を自らの費用負担で時間をかけながら不適切、違法な支出を発見し監査請求を提出したものが監査事務局員の議員に対する忖度で受理しない結果に進むのは極めて遺憾であり、担当職員の罷免を請求したくなるほどの憤りを感じる。

本来、提出された監査請求はその場で受付して必要があれば補正命令を出せば済むことであり、完璧な文章でなければ受け付けないとした監査委員事務局員の態度は全体の奉仕者である公務員の態度ではなく、著しく不快感を覚える。

監査委員は県民に委ねられた本来の職務を、県民目線で監査し必要な措置を講ずることを求めて今回の陳述とする。

なお、陳述書の方に誤字脱字がありましたが、その点をご容赦ください。

山本委員

請求人、陳述は以上でよろしいですか。

田中氏

はい。

山本委員

今の請求人の陳述に対し、監査委員の方から何か確認することがございましたらお願いします。

佐野委員、何かございましたらお願いします。

佐野委員

確認させていただく前に、誤解があるようなのでお伝えしますが、私どもは最初から監査請求を受け付けないという態度を取ったことはございません。書類に不備があること、不備が整備されれば受け付けるという報告を受けています。

というのは、受理をしたら60日以内に結論を出さなければいけません。先ほど膨大な資料を調べて問題を提起していただいているということでしたが、議会事務局も監査事務局もそれなりの日数をかけて調査しないといけないものですから、一旦受理した後でそれをやりますと、60日という期間が刻々

田中氏	<p>と経過してしまう。そういう配慮もありまして、ちゃんと整備されてから検討しようということで我々監査委員は判断したところで、決して最初から請求を受け付けないという判断は取っておりません。その点は明確にお答えしておきたいと思います。</p> <p>お言葉ですけれども、受理してから補正命令を出せば、補正が提出されるまでの間、その期間は延長されますよね。ですから、それをやればできるはずですよ。</p> <p>正直なところ、監査事務局員は数人でやっているが、私は全部一人でやっている。これをチェックするにも膨大な時間というものがかかるわけです。ですから、例えばある程度書類をチェックした上で「これとこれがおかしい」という形で受付を1回くらい先延ばしされるのはやむを得ないと思うけれど、2回も3回も「ここがおかしい、あそこがおかしい」といって返されるということになると、非常に我々としても困惑するわけです。</p> <p>前年度に同じ仲間が提出したところ、それを言われて請求を断念した経緯もある。提出する側の立場に立って判断していただきたいと思う。</p>
佐野委員	<p>お怒りは分からないことはありませんが、法定の書類なのである程度完全な書類を提出していただくことがルールになります。そのため、田中さんの請求については、ある程度受けられるレベルになるまで残念ながらお返しさせていただきました。それでも受付後にさらに直していただきたいところがありましたので、通常は行っていませんが、例外的に延長するとの判断をしたところですよ。</p> <p>誤解があってはいけないのですが、我々監査委員は最初から門前払いということとは絶対しません。そうでないと地方自治法の趣旨に反することになり、それこそ問題です。そういったことは一切していませんので、それだけのご理解いただきたいと思います。</p>
田中氏	<p>ただ、岩崎議員が自民党議員団の中で受理しないということをお話しているのを記者が聞いているんですよ。</p>
佐野委員	<p>私どもも今、陳述書の記載を見て初めて知ったわけで、そういったことは私どもの耳には一切入っていません。</p>
山本委員	<p>岩崎委員の発言がどうということは私どもには全く関係のない発言ですので、監査事務局と一連で見てもらっては困ります。</p>
田中氏	<p>今回の監査請求では除外されていますが、岩崎委員も監査委員であるということは間違いありませんよね。</p>
山本委員	<p>監査委員であっても頻繁に情報交換を行っているわけではありません。そのような発言があったということは岩崎委員個人の資質の問題ではないかと思</p>



	<p>います。監査事務局と一運托生だという言い方をされては困ります。</p>
田中氏	<p>岩崎委員の資質の問題だとおっしゃいましたが、そのような資質の方が監査委員を任命されているのですか、埼玉県では。</p>
山本委員	<p>そういうことではありません。発言そのものは個人の意見であり、監査委員としての意見でもないし、監査事務局の意見でもないということです。</p>
田中氏	<p>ここで言い訳を聞いても仕方がない。現実にそういうことがあった、記者が議員の事務局で聞いたと私に教えてくれた。</p>
山本委員	<p>仮にそういった発言があったとすれば、請求人のおっしゃっているような疑問が残ることは当然だと思います。</p>
田中氏	<p>当然、その点に関しては今回の監査結果の中で明らかにしていただきたいと思います。</p>
佐野委員	<p>お怒りはそうなんですけれども、本当に私どもは門前払いしません。もちろん最初から受け付けられないというケースもありますが、そもそも内容が事実 に即していないというような場合です。今回の請求は受付に値するという判断 でお願ひしたわけです。</p> <p>今回の請求に関しては適宜、事務局から伺っていきまして、こういう点が具体的 にまだ整っていないから、残念ながら受付要件がありますので、もう一度ち ょっと直してから受け付けるという話をしていました。最終的な判断で受け付 けたところ、先ほど申し上げたとおり、まだちょっと直していただかないと正 式な書類にならないということでご足労をいただいたところでは。</p>
田中氏	<p>私が電話で聞いた範囲では、こんな状態では受け付けられないと、事務局員 から電話で言われた。</p> <p>2回目には直すから送ってもらえないかと言ったら、最初は渋っていたが着払 いでいいから送ってくださいと、ここまで来るのに往復で2,000円かかるん ですよ。</p>
佐野委員	<p>そういうことでちょっと誤解を与えるようなことがあったとしたら監査委員 として監査事務局を代表してお詫びします。ですが、本当に最初から門前払 いする気はございませんでしたので、その点は誤解なきようご理解いただきたい と思います。</p>
佐野委員	<p>それでは確認させていただきます。証人喚問ということではありませんの で、お答えいただければそれでも結構です。非常に細かく調査していただ いていますが、このように深く調査される端緒というのは、議会事務局が保有 している書類からですか。</p>

田中氏	資料は全部スキャナで取り込んで公開している。私のところには平成25年度から（25年度以前もあるが）全ての証拠資料がパソコンに入っている。
佐野委員	そういった中から、いろいろと疑問点や矛盾点について思われたということですか。
田中氏	見ていて「これはおかしいな。」というのが分かるんですよ。例えば先ほどの電気料金とか水道料金というのはメーターがほとんど動いていないにも関わらず、そこに事務員が3人も常駐しているなんていうのは全く考えられない。トイレにも行かないのかと、トイレだって1回行くと10ℓからの水が流れるんですよ。
佐野委員	そういう横の資料の比較ということで、よろしいですか。
田中氏	<p>そうですね、単純に一つだけ見ていたのではこういう結果は出ない。例えば鈴木議員に関しては現場に直接行ったんですが、その日は事務員が一人もいなかった。3人いるのだから1人は必ずいるはずなのに。小林議員の場合は現場に行ったら事務所とするところが美容院に変わっていたという事実があり、これはおかしいというので近隣をいろいろと聞きまわったんですよ。そうしたところ、事務所は確かにあったけれども事務員は見えていないと、そういう証言があったのでさらに詳しく調べてみると水道料金のメーターが全く動いていない。これは確実に人がいなかったという証拠です。</p> <p>正直なところ、私は監査請求以前に刑事告発しようと考えていたんですが、とりあえずルールとして監査請求を出した。それで本人が認めて返還すれば、それなりの成果はあったわけですから。ただ、刑事告発すれば当然、罪に問われますから、沢田元県議と同じように大きく騒がれるのは目に見えて明らかです。</p> <p>私は刑事処分されることを望んでいるのではなく、今、政務活動費が全国で騒がれている中で、不正な使い方をしているのをどこがチェックするのかと、本来は監査委員がチェックしなければならないわけですよ。それが十分な機能を果たしていないために監査されていない。もう一つは法令に則った使い方がされていない。議員団の方に申入れをしているが、政務活動費の運用指針の適用をもう少し厳格にしてほしいという内容のことを話している。今回、政務活動費の領収書の公開もパソコンで見られるようにしてほしいと言っているが、流れてしまった。全国オンブズマンの大会で埼玉県議会が47都道府県の中で情報の開示が最低なんです。それともう一つ、不正を働いているような様子が表に出たのが全国一なんですよ。不名誉な全国一が二つも続いているので何とかこれを直さなければいけないと考えています。</p>
佐野委員	私も埼玉県民ですから、監査委員という立場を離れてみれば、ある意味で確かにこういったことを感じられる方もいらっしゃると思うし、貴重なご意見だ

田中氏	<p>と思う。ただ監査委員という立場もごさいますので、公正に判断させていただきます。</p> <p>次にお聞きしたいのですが、こういう現象というのは毎月起っていると理解してよろしいでしょうか。たまたま特定の時期に発生したということではなくて。</p> <p>ずっとです。調査があるので、私は監査請求するまでの期間が非常に長いんですよ。なぜかというときちゃんと精査した上で出さないと、途中でずっこける可能性だってあるからです。今も半年かけて調査している人が、大体10人近くいるんですよ。そういった人たちは明らかに違法な支出を行っているとはっきりと分かっています。</p> <p>今回、この4人は生費ではないけれどもこれが出されたことで、議員団の中でももう少し緊張感を持って対応してもらえればそれが一番いいことなんです。今後、議会の情報開示がどうなるかによって決まってくるかと思えますけれども。</p>
佐野委員	<p>ありがとうございました。</p>
山本委員	<p>私の方からは先ほど監査が手ぬるいという発言がございましたが、監査も法律のルールに則って行っているものですから、監査には調査権も何もございません。あくまで検査するという立場です。財務に関する事務の執行を適切にされているかどうかを手続的にみて監査するという職務になっております。</p> <p>請求人が言わんとするところは、私は心の中では若干分かっているつもりですけれども、そこを御理解いただかないと全てが監査で解決できるものではないと、このように思っております。この点は申し訳ありませんが御理解いただきたいと思っております。</p> <p>それと、これはこだわることではないですが、25～28年度の監査請求ということで、そうすると先ほど岩崎委員の話が出てきましたが、岩崎委員は29年度から監査委員の職務に就いています。ですからもし誤字があれば請求人の方で訂正をされればいいのか。25～28年度の監査請求をあげてこられているので、立場的には28年度当時は恐らく監査委員ではなからうと、そこをどうお考えなのか請求人にお任せしたいと思えます。</p>
田中氏	<p>お言葉ですけれども監査委員の選出基準というのはあると思うんですね、当然こういうことをした人が監査委員に選出されたこと自体が問題なんです。監査委員という立場、しかも副議長を経験している人ですから、やはり政務活動費は適正に使うように指導する立場であって、こういうようなことでいたんではまずいのではないかと、そういう意味で監査委員の立場をよく理解してくださいということです。</p>
山本委員	<p>はい、分かりました。</p> <p>佐野委員、他に何かございますか。</p>

佐野委員	特にありません。
山本委員	それでは、請求人は大変ご苦労さまでした。これをもちまして請求人の陳述を終了させていただきたいと思います。大変ありがとうございました。
山本委員	それでは、引き続いて執行機関の陳述を行いたいと思います。

#### 5 執行機関（議会事務局）の陳述

副事務局長	<p>それでは、議会事務局からの本件に関する陳述を行います。</p> <p>陳述に際しての注意事項につきましては、文書で事前にお送りしたとおりです。よろしく御協力をお願いします。</p> <p>また、陳述に当たっては監査委員の指示に従って行ってください。</p> <p>では、監査委員よろしくをお願いします。</p>
山本委員	<p>それでは、同様に陳述をする方は、前の陳述席にお座りいただきまして、名前をおっしゃってから、陳述をはじめてください。お願いいたします。</p>
議会事務局	<p>議会事務局総務課長の仲山でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、陳述をさせていただきます。</p> <p>平成30年3月28日付けの今回の住民監査請求に対する意見でございます。</p> <p>最初に、政務活動費の制度について申し上げます。</p> <p>政務活動費は、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、地方議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることに鑑みまして、議員の調査研究活動の基盤の充実・強化を図るため、会派または議員が行う調査研究その他の活動の費用への助成を地方自治法第100条第14項に位置付け、制度化されたものでございます。</p> <p>平成24年9月の地方自治法改正によりまして、名称が政務調査費から政務活動費に改正されまして、充当できる経費の範囲を条例で定めることとなりました。</p> <p>これに伴いまして、本県におきましても平成25年3月になりますが、「政務活動費の交付に関する条例」、「政務活動費の交付に関する規程」、「政務活動費の運用指針」というものに名称を改め改正し、平成25年度交付分から適用してございます。</p> <p>次に、政務活動費の事務処理について申し上げます。</p> <p>政務活動費を充当した経費につきましては、年度終了日の翌日から30日以内に、会派の代表者は、収支報告書と領収書等の証拠書類の写しを議長に提出することが条例によって義務付けられております。</p> <p>議会事務局におきましては、会派から提出されました証拠書類が、条例・</p>

規程・運用指針に合致しているか書面審査を行い、書面で確認が不十分なものは、会派あるいは議員に疑問点等の意見を付して再確認を行い受領しているということでございます。

また、会派の収支に残余金が生じた場合は、返納手続を行っております。

次に、もう一つの制度であります費用弁償の制度について申し上げます。

議員の費用弁償は、地方自治法第 203 条第 2 項で、「普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる」と規定されておりまして、埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第 4 条第 2 項におきまして、「県議会の招集に応じ旅行したとき、又は閉会中に常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会の招集に応じ旅行したときは、その住所地から招集地までの距離に従った区分により定額で、その費用を弁償する」と定め、支給しているところでございます。

定例会において本会議や委員会に出席し議案等を審議することは、議員の職務の中核をなす活動でありますことから、議事堂に参集するための費用を支給しているものであります。

それでは、請求人の主張に対する個別案件につきまして、議員に事務局が聞き取り調査を行いましたので、当方の意見と合わせまして、順次説明させていただきます。

まず、小林哲也議員の人件費について申し上げます。

小林哲也議員が、政務活動に従事する職員の賃金として、条例、規程、運用指針に基づきまして、「人件費」として支出したものであります。

請求人は、「熊谷市籠原南 2-18 の政務調査事務所が平成 28 年頃からテナントに賃貸している」、「近隣の聞き込みから事務員が駐在していない」、「上下水道の領収書記載の使用量が少ない」といったことなどから、職員の雇用が虚偽であると指摘しております。

これらにつき、議員に確認しましたところ、「政務事務所は平成 28 年 7 月に熊谷市三ヶ尻 2708 に移転し、籠原の旧政務事務所は、その後テナントに賃貸している」、それから「県政調査及び各種用務に、事務員が不在になることはある」、「ウォーターサーバーの設置や来客用には近くのコンビニエンスストアでペットボトルを購入していることから、水道水はほとんど使用していない。また、冷蔵庫やガスコンロも設置していない」との回答を得ました。

また、上下水道の領収書の使用水量の表記については、事務局が熊谷市に確認しましたところ、「小数点以下は切り捨てて表記するため、前回の検針から 1 m<sup>3</sup>以上の使用がないと 0 m<sup>3</sup>と表記される」との回答を得ました。

なお、職員の勤務実態については、条例、規程、運用指針に基づきまして、証拠書類として、支出証明書、雇用契約書及び勤務実績表が提出されており、確認することができます。

以上のことから、当該支出につきましては、条例、規程、運用指針に合致した適正な支出であると考えます。